第３章　高齢者及び障がい者向け住宅等の供給目標

１　公営住宅における車いす常用者世帯向け住宅の供給目標戸数

次の①から④のすべての条件に該当する世帯数を、車いす常用者世帯向け住宅の供給目標戸数として設定します。

* 1. 車いすを使用している身体障がい者を含む世帯
	2. 借家に居住する世帯
	3. 最低居住面積水準未満である世帯
	4. 収入分位が40％以下である世帯

【公営住宅における車いす常用世帯向け住宅の供給目標戸数の考え方】

身体障がい者のいる世帯数

３８７,０００世帯

車いすを使用している

身体障がい者の世帯数

４０,２００世帯

借家に居住する世帯数

１３,３００世帯

最低居住面積水準未満

の世帯数

２,６００世帯

収入分位が４０％未満である

世帯数

１,６００世帯

身体障害者手帳所持者数（Ｈ27.3）

「身体障がい者に占める車いす等使用者の割合」１を乗じて算出

387,000×10.4％　≒　40,200世帯

「借家に居住する世帯の割合」２を乗じて算出

40,200×33.1％　≒　13,300世帯

「最低居住面積水準未満の世帯の割合」３を乗じて算出

13,300×19.5％　≒　2,600世帯

「収入分位が４０％以下の世帯の割合」４を乗じて算出

2,600×61.5％　≒　1,600世帯

１　厚生労働省「身体障害児・者実態調査」／H18（最新）

２　大阪府障がい者生活ニーズ実態調査／H19（項目最新）

３　「平成25年住宅・土地統計調査」より借家世帯のうち最低居住面積水準未満世帯の割合を推計

４　「平成25年住宅・土地統計調査」と「平成27年家計調査」より借家世帯のうち収入分位が

０～４０％の世帯の割合を算出

公営住宅における車いす常用者世帯向け住宅の供給目標戸数＝１，６００戸

２　公営住宅の障がい者グループホームとしての活用の目標量

公営住宅の障がい者グループホームとしての活用については、「大阪府障がい者計画」による目標量とします。

参考：「第４次大阪府障がい者計画」

|  |  |
| --- | --- |
| 期間 | 活用の目標 |
| 平成２７年度～平成２９年度 | ２４３人分 |

３　高齢者向け住宅（※1）の供給の目標

これまで大阪府ではサービス付き高齢者向け住宅の供給の目標戸数（平成32年度末までに供給されるサービス付き高齢者向け住宅の戸数）19,000戸を設定していましたが、平成27年度末で20,770戸の登録となり、計画期間半ばにしてそれを達成したところです。

しかし、計画期間におけるサービス付き高齢者向け住宅も含めた高齢者向け住宅全体としては、今後、高齢者人口、特に高齢単身世帯の増加が見込まれ、さらに高齢者向け住宅を必要とする75歳以上の高齢者の割合も増加することが見込まれることから、更なる高齢者向け住宅の供給が必要です。

これらを前提に供給の目標戸数を設定するにあたっては、サービス付き高齢者向け住宅は、他の高齢者向け住宅、特に有料老人ホームと供給形態、運営形態が似通っており、両者それぞれ供給戸数が増えている状況を考え、サービス付き高齢者向け住宅のみの供給戸数を示すのではなく、高齢者向け住宅全体の供給戸数を示すこととしました。

なお、目標戸数は、国の住生活基本計画において成果指標として示されている高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合４％を基に算出しています。

また、今後空家が増加することが推定されることから、高齢者の住み替えの状況や高齢者向け住宅の空家の動向も見据えながら住宅部局と福祉部局が連携してその供給量を把握し、供給の目標戸数の進捗管理を行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 新たに必要となる戸数 | 必要となる戸数（既存の住宅も含む） |
| 平成２８年度～平成３７年度 | ２０，０００戸 | １００，０００戸 |

【国の住生活基本計画に基づく、府における高齢者向け住宅の必要戸数（推計）】

平成37年度末までに必要とされる高齢者向け住宅の戸数　約100,000戸(※2)

（具体的な算出方法）

　　　・平成37年の高齢者向け住宅の必要戸数を次の考え方により算出。

　　　　　　　2,432,140人×4％＝97,285戸≒100,000戸・・・①

　　　　　　　※2,432,140人は、大阪府人口ビジョンによる平成37年の府内高齢者人口

　　　 ・平成28年3月時点の高齢者向け住宅の供給戸数　77,848戸≒80,000戸・・・②

　　　 ・今後平成37年までに新たに必要となる高齢者向け住宅の必要戸数

　　　　　　　①－②≒20,000戸

※1　 高齢者向け住宅とは、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、

高齢者向け優良賃貸住宅、シルバーハウジング等をいう。

※2　　大阪府人口ビジョンによる平成37年の府内高齢者人口及び国の住生活基本計画に基づく高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合（高齢者世帯の４％）を用いて算出。

４　介護保険に係るサービスを提供する施設の整備目標量

介護保険に係るサービスを提供する施設の整備については、大阪府高齢者計画（「大阪府高齢者福祉計画」及び「介護保険事業支援計画」）による目標量とします。

参考：大阪府高齢者計画2015

介護保険施設等の介護保険にかかるサービスを提供する施設の整備目標量は、各市町村がこれまでのサービス利用実績、今後の要支援・要介護認定者数の見込み等から推計した介護サービス量（必要量）に基づき算出しています。

（１） 介護保険施設の整備目標量

（必要入所定員総数）

|  |  |
| --- | --- |
| 介護サービス類型（施設名称） | 平成２９年度　整備目標量（必要入所定員総数） |
| 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | ３３，１２９人分 |
| 介護老人保健施設 | ２１，２０９人分 |
| 指定介護療養型医療施設 | ２，３４９人分 |

（２） 居住系サービス・地域密着型サービスの整備目標量

（必要利用定員総数）

|  |  |
| --- | --- |
| 介護サービス類型（施設名称） | 平成２９年度　整備目標量（必要利用定員総数） |
| 介護専用型特定施設入居者生活介護 | ７８８人分 |
| 混合型特定施設入居者生活介護 | １９，２４４人分 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員２９人以下の特養） | ４，０５７人分 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員２９人以下の介護専用型特定施設） | ５０５人分 |
| 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） | １２，７３６人分 |

※特定施設入居者生活介護

　　　　　サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームのうち、設備及び運営に関する基準等を満たし、指定を受けたもの。

　　　　　なお、特定施設入居者生活介護のうち、入居者が要介護者と配偶者に限られているものが介護専用型特定施設で、それ以外が混合型特定施設という。

５　介護保険以外のサービスを提供する施設の整備目標量

介護保険以外のサービスを提供する施設の整備については、大阪府高齢者計画（「大阪府高齢者福祉計画」及び「介護保険事業支援計画」）による目標量とします。

　　　参考：大阪府高齢者計画2015

　　　　　　介護保険外のサービスを提供する施設の整備目標量は、各市町村が居宅において養護を受けることが困難な方や介護保険施設等他施設からの入所が必要な方の数を勘案して、推計したものを府域全体で合計して算出しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名称 | 平成２９年度　整備目標量 |
| 養護老人ホーム | ２，３５７人分 |
| 軽費老人ホーム | ５，６１４人分 |